

鈴鹿市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 宮崎 由美子

50分の1の数 3, 168

6分の1の数 26, 397

3分の1の数 52, 794